

## 企画競争実施の公示

2018年5月10日  
独立行政法人国際観光振興機構  
ソウル事務所 所長 熊野伸彦

企画競争について、次の通り公示する。

### 1. 業務概要

- (1) 業務名 平成30年度 韓国市場における MICE 促進事業
- (2) 業務内容 ①ソウルインセンティブマート&Japan MICE Day  
訪日インセンティブ旅行誘致のための商談会のインセンティブマートと特定のテーマに特化したPR、商談、イベント等を終結させたJapan MICE Dayを実施  
②大規模インセンティブセミナー  
大型インセンティブ旅行誘致のための商談会を実施
- (3) 履行期限 2019年2月28日(木)

### 2. 企画競争参加資格要件

- (1) JNTO契約事務実施細則第25条に規定されている競争参加者制限に該当しない者。  
○JNTO契約事務実施細則  
(競争参加者の制限)  
**第25条** 次の各号のいずれかに該当すると該当する者は、競争に参加させることができない。
  - (1) 契約を締結する能力を有しない者
  - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
  - 2 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後2年間競争に参加させることができない。これを代理人及び、その他の使用人として使用する者についても、又同様とする。
    - (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
    - (5) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
    - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、該当代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
    - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他使用人として使用した者
  - 3 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。
- (2) 過去3年間に於いて法律により罰せられたことがないこと。
- (3) 法人登記(個人事業者の場合は、住民登録)がなされているとともに、法人税等の諸税を滞納していないこと。

### 3. 手続等

(1) 実施部署

JNTO ソウル事務所 担当:任栄鴻

住所: 〒100-191 ソウル市中区乙支路1街188-3、President Hotel 2F

電話: (02)777-8611、FAX(02)777-8612、E-mail:jntosel\_mice@jnto.go.jp(専用アドレス)

(2) 企画説明書の交付期間及び方法

交付期間: 2018年5月10日(木)~5月31日(木) 17時まで

交付方法: a)~e)の必要事項を記載の上、(1)の専用アドレスにメールで申請すること。

a)社名 b)部署名 c)担当者名 d)電話番号 e)メールアドレス

企画説明書は、e)のメールアドレス宛に送付することとする。

(3) 企画書の提出期限、場所及び方法

2018年5月31日(木)17時まで必着、(1)に提出。

持参又は郵送に限る(郵送の場合であっても、提出期限までに必着で、配達記録が証明できるものであること。)

なお、(2)の手順を踏んでいない会社からの企画書は、一切受け付けない。

(4) 説明会の日時及び場所

説明会は実施しない。

(5) 企画書に関するヒアリング(プレゼンテーション)の日時及び場所

ヒアリングやプレゼンテーションを必要に応じて行うことがある。

(6) 事業者の特定方法

提出があった企画書をJNTO内に設置する審査委員会にて審査し、特定する。特定結果については企画書を提出した全社に、速やかに通知する。

4. その他

(1) 手続において使用する言語は、日本語及び韓国語、通貨は韓国ウォンとする。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)に同じ。

(3) 企画書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、JNTOの情報公開に係る審査基準に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画書が特定された者は、企画競争実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、JNTOの会計規程等に基づく契約手続の完了までは、JNTOとの契約関係を生じるものではない。

(8) 提案者が2.に示した企画競争参加資格要件を満たしていることを確認するために、信用調査を実施する場合がある。その結果を踏まえて、特定後であっても契約を締結しないこともあり得る。

(9) JNTOからの契約金の支払いは、日本から海外送金により行うこともあるため、海外送金を受け取れること。また、付加価値税等の税務当局への支払い方法については、受注者において責任を持って対処すること。

(10) その他の詳細は企画競争説明書による。

以上